

平成27年3月17日

第67回 神戸市個人情報保護審議会

固定資産税賦課業務に係る建築計画概要書
情報の電子計算機処理について

(行財政局)

神行主固第1754号

平成27年3月17日

神戸市個人情報保護審議会

会 長 西 村 裕 三 様

神戸市長 久 元 喜 造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

固定資産税賦課業務に係る建築計画概要書情報の

電子計算機処理について

(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：行財政局主税部固定資産税課

固定資産税賦課業務に係る建築計画概要書情報の
電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理」に関して)

建築計画概要書の情報

- ・ 建築主（氏名・住所）
- ・ 工事施工者（氏名・営業所名・所在地・電話番号）
- ・ 建築場所（地名・地番）
- ・ 主要用途（一戸建ての住宅・共同住宅・事務所・店舗・倉庫等）
- ・ 工事種別（新築・増築・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替）
- ・ 建築面積
- ・ 延べ面積（申請部分・申請以外の部分・合計）
- ・ 建築物の数（申請に係る建築物の数・同一敷地内の他の建築物の数）
- ・ 建築物の高さ等（最高高さ・階数・構造）
- ・ 工事着手予定年月日
- ・ 工事完了予定年月日
- ・ 建築確認済証交付日
- ・ 事前受付番号

固定資産税賦課業務に係る建築計画概要書情報の 電子計算機処理について

1. 趣旨

固定資産税は、市町村が賦課期日（当該年度の初日の属する年の1月1日）における固定資産（家屋、土地、償却資産）を評価、決定した価格を基に算定された税額を所有者に対して課税する（地方税法第342条）。

このうち登記簿に登録されている家屋については法務局より提供されるデータを基に家屋課税台帳を作成し、その所有者に対して課税することとなっている（土地は登記簿情報、償却資産は所有者からの申告に基づいて課税する）。

一方、未登記の家屋に関しては、市町村が独自に情報を収集し、家屋補充課税台帳に登録している。本市では、全ての家屋を課税対象としてもれなく把握するため、建物確認申請時に建築主が提出する建築計画概要書に係る必要な情報を住宅都市局建築調整課から定期的に提供を受けているところである（地方税法第20条の11）。

このたび、当該情報を電子情報により提供を受け、電子計算機処理を行うことで固定資産税賦課業務の効率化を図る。

2. 概要

- (1) 建築調整課から固定資産税課に対し、文書管理・電子決裁システムを通じて建築計画概要書情報の提供を受ける。
- (2) 固定資産税課から各市税事務所に対し、文書管理・電子決裁システムを通じて各区に係る建築計画概要書情報の提供を行う。
- (3) 各市税事務所では、提供された建築計画概要書情報を基に課税対象の把握、管理を行う。これらの事務にあたっては、PC統合管理システムで管理されたパーソナルコンピュータで電子計算機処理を行い、各市税事務所における担当地区ごとに区分した情報を共用ハードディスク内のファイルにより共有し、管理を行う。担当者は、担当する地区のみ、建築計画概要書情報を閲覧・利用することができる。

3. 効果

- (1) 建築計画概要書情報について、電子計算機による処理を行うことで、従来の紙ベースによる手作業と比較して迅速・効率的で正確な作業を行うことができる。また、よりの確かつ効率的な課税対象の把握が可能になり、課税の公平性を一層確保することができる。
- (2) 建築計画概要書情報を、電子決裁システムを利用して安全、確実に電子

情報による提供を受けることによって、課税事務の効率化が図れ、より迅速・正確な業務を行えることで市民サービスの向上につながる。

4. 実施計画（予定）

平成27年4月より開始（月1回）

5. 情報処理件数

年間約 4,500 件

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき厳正に対処する。

(1) データの保護

ア 神戸市における電子データの提供は全て、文書管理・電子決裁システム上で所属長宛に発送する。

①電子決裁システムの利用に当たっては、職員証（ICカード）及びパスワードによる利用者認証を行う。

②所属や役職によってシステム内の操作権限を個別に割り当てる。

③文書データの閲覧権限は文書毎に設定し、閲覧権限のない職員は文書データを閲覧することができないようにする。

④通信回線は庁内イントラネットを利用しているため、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルス対策ソフトウェアが導入されたPC統合管理システムの端末機を利用することにより、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピュータウイルスからの感染を防止する。

イ 提供した電子データは、操作権限のある職員に限定したパスワードによる利用認証が必要な固定資産税課の共用ハードディスク内で、更にパスワードによるセキュリティを施したファイルで保存する。

(2) 運用上の保護

ア PC統合管理システムの端末機に係るパスワードは定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。

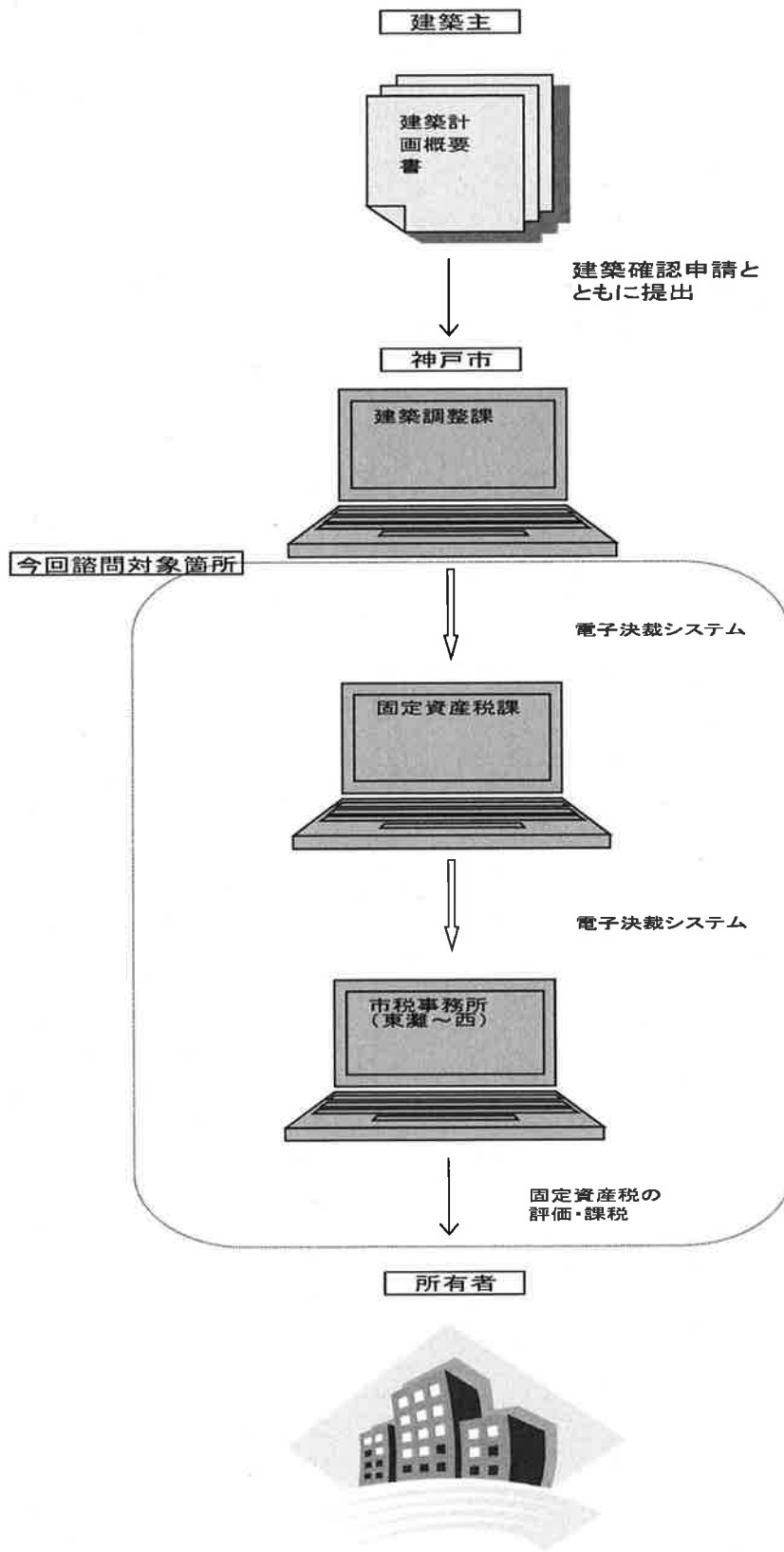
イ 建築調整課から電子決裁システムにより固定資産税課並びに各市税務所に提供された建築計画概要書情報は、盗難防止措置を施した課所内の共用ハードディスクにパスワードを設定して管理し、閲覧できる職員を限定する。また、パスワードは定期的に変更する。

ウ 電子データの取扱いは、関係職員のみ限定し、他部署・他機関への提

供は行わない。

エ 作業が終わり次第、保有する必要がなくなった電子データは直ちに消去する。

オ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。



参考法令(抜粋)

建築基準法

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- 一 別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの
- 二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
- 三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの
- 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

(書類の閲覧)

第九十三条の二 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに第十二条第一項及び第三項の規定による報告に関する書類のうち、当該処分若しくは報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させなければならない。

建築基準法施行規則

(書類の閲覧等)

第十一条の四 法第九十三条の二（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、それぞれの書類に記載すべき事項が特定行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてこれらの図書とみなす。

- 一 別記第三号様式による建築計画概要書
- 二 別記第十二号様式による築造計画概要書

- 三 別記第三十六号の二の五様式による定期調査報告概要書
 - 四 別記第三十六号の三の二様式、別記第三十六号の三の四様式及び別記第三十六号の四の二様式による定期検査報告概要書
 - 五 処分等概要書
 - 六 全体計画概要書
 - 七 指定道路図
 - 八 指定道路調書
- 2 特定行政庁は、前項の書類（同項第七号及び第八号の書類を除く。）を当該建築物が滅失し、又は除却されるまで、閲覧に供さなければならない。
- 3 特定行政庁は、第一項の書類を閲覧に供するため、閲覧の場所及び閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならない。

地方税法

（官公署等への協力要請）

第二十条の十一 徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

（固定資産税に関する用語の意義）

第三百四十一条 固定資産税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 固定資産 土地、家屋及び償却資産を総称する。
- 二 土地 田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう。
- 三 家屋 住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む。）、倉庫その他の建物をいう。
- 四 償却資産 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいう。ただし、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。
- 五 価格 適正な時価をいう。
- 六 基準年度 昭和三十一年度及び昭和三十三年度並びに昭和三十三年度から起算して三年度又は三の倍数の年度を経過したごとの年度をいう。
- 七 第二年度 基準年度の翌年度をいう。
- 八 第三年度 第二年度の翌年度（昭和三十三年度を除く。）をいう。
- 九 固定資産課税台帳 土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳を総称する。
- 十 土地課税台帳 登記簿に登録されている土地について第三百八十一条第一項に規定する事項を登録した帳簿をいう。
- 十一 土地補充課税台帳 登記簿に登録されていない土地でこの法律の規定によつて固定資産税を課することができるものについて第三百八十一条第二項に規定する事項を登録した帳簿をいう。
- 十二 家屋課税台帳 登記簿に登録されている家屋（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項の専有部分の属する家屋（同法第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下「区分所有に係る家屋」という。）の専有部分が登記簿に登録されている場合においては、当該区分所有に係る家屋とする。以下固定資産税について同様とする。）について第三百八十一条第三項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

十三 家屋補充課税台帳 登記簿に登録されている家屋以外の家屋でこの法律の規定によつて固定資産税を課することができるものについて第三百八十一条第四項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

十四 償却資産課税台帳 償却資産について第三百八十一条第五項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

(固定資産税の課税客体等)

第三百四十二条 固定資産税は、固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課する。

(固定資産税の納税義務者等)

第三百四十三条 固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は百年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第三百四十八条第一項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

3 第一項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。

9 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他総務省令で定めるものを含む。）であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第一項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課することができる。